

## 特別職の就任について

本市教育委員会委員及び人事委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

### 教育委員会委員

教育委員会委員 森 祐美子 氏の任期満了に伴い、その後任者として、森 祐美子 氏を再任します。

	氏名	任期
就任者	森 祐美子	令和4年7月1日～令和8年6月30日
【参考】 退任者	森 祐美子	平成30年7月1日～令和4年6月30日

### 人事委員会委員

人事委員会委員 水地 啓子 氏の任期満了に伴い、その後任者として、水地 啓子 氏を再任します。

	氏名	任期
就任者	水地 啓子	令和4年7月1日～令和8年6月30日
【参考】 退任者	水地 啓子	平成30年7月1日～令和4年6月30日

※本会議終了30分後より市長応接室（市庁舎8階）にて辞令交付式を行います。  
（冒頭取材可能です）

#### 【参 考】

#### ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号）【抜粋】

（任命）

##### 第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### ◆地方公務員法（昭和25年12月法律261号）【抜粋】

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者の中から、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問合せ先

総務局人事課長 喜多 麻子 Tel 045-671-2055